

統一的な基準による財務書類  
関連用語解説

岩手県滝沢市  
(令和5年3月版)

## 【目次】

1	財務書類とは何ですか。 ……………	1
2	企業会計とは何ですか。 ……………	1
3	公営企業会計を除く滝沢市に適用される会計は何ですか。 ……………	1
4	新地方公会計とは何ですか。 ……………	1
5	簿記とは何ですか。 ……………	1
6	複式簿記とは何ですか。 ……………	1
7	単式簿記とは何ですか。 ……………	2
8	会計とは何ですか。 ……………	2
9	発生主義会計とは何ですか。 ……………	2
10	現金主義会計とは何ですか。 ……………	3
11	財務書類を作成する目的は何ですか。 ……………	3
12	現金主義会計による予算・決算制度は今後どうなっていくのでしょうか。 ……………	3
13	貸借対照表とは何ですか ……………	3
14	新地方公会計における「資産」とはどのようなものですか。 ……………	4
15	新地方公会計における「負債」とはどのようなものですか。 ……………	4
16	新地方公会計における「純資産」とはどのようなものですか。 ……………	4
17	行政コスト計算書とは何ですか。 ……………	4
18	新地方公会計における「費用」とはどのようなものですか。 ……………	4
19	新地方公会計における「収益」とはどのようなものですか。 ……………	4
20	純資産変動計算書とは何ですか。 ……………	5
21	「その他の純資産減少要因」とはどのようなものですか。 ……………	5
22	「財源及びその他の純資産増加要因」とはどのようなものですか。 ……………	6
23	資金収支計算書とは何ですか。 ……………	6
24	財務書類の分析指標にはどのようなものがありますか。 ……………	7

1 財務書類とは何ですか。

財務書類とは、企業会計などで行われている複式簿記の手法や発生主義会計を用いて作成した財務諸表（財務書類4表）及び付属明細書のことをいいます。新地方公会計で作成する財務書類4表は、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書といえます。

2 企業会計とは何ですか。

企業会計とは、民間企業などに適用される会計のことをいいます。複式簿記・発生主義会計を採用しています。

水道事業など、国や地方公共団体が営む公営企業に適用される公営企業会計でも、複式簿記・発生主義会計を採用しています。

3 公営企業会計を除く滝沢市に適用される会計は何ですか。

公営企業会計を除く滝沢市を含む全国の地方公共団体及び国に適用される会計のことを官庁会計（公会計）と言い、単式簿記・現金主義会計を採用しています。

4 新地方公会計とは何ですか。

従来の官庁会計（公会計）では把握できなかった情報により財務分析を行うことを目指して、新たに取り入れられた会計手法であることから新地方公会計と呼ばれています。

地方公共団体における公会計のあり方については、国の研究会としては平成12年から開始され、平成18年に基準モデルと総務省方式改定モデルが総務省から公表されました。滝沢市では平成19年度決算から総務省改定モデルにより財務書類を作成し公表してきたところですが、この二つのモデル以外にも東京都方式など財務書類の作成方式が複数あり、比較可能性の確保の観点から、すべての地方公共団体を対象とした統一的な財務書類の作成基準としての「統一的な基準」による地方公会計マニュアルが平成27年1月に公表され、平成28年度決算から本基準により財務書類を作成するものです。

5 簿記とは何ですか。

簿記とは、特定の経済主体（企業、家計、政府など）の経済取引を、貨幣単位といった一定のルールに従って帳簿に記録（記帳）する手続であり、報告書（決算書等）を作成するための技術のことをいいます。

6 複式簿記とは何ですか。

複式簿記とは、経済取引について、その取引の二面性に着目して借方と貸方に分けて二面的に行う簿記の手法のことをいいます。

☆【より深く】取引の二面性について

経済取引には原因と結果の二つの側面があります。たとえば現金100万円で車を購入した場合は、原因としては現金100万円の支出による現金資産の減少であり、結果としては100万円の価値を有する車（物品）資産の増加となります。複式簿記手はこの取引の二面性について借方と貸方に同じ金額を記入する仕訳という手法により記帳がなされます。

この取引の二面性に着目した複式簿記の導入によって、現金の増加（資産の増加）の原因が未収金・長期延滞債権の回収によるものなのか（資産のマイナス項目の減少）、あるいは起債によるものなのか（負債の増加）などの因果関係を同時に把握することができ、ストック情報（資産・負債・資本）の総体の一覽的把握が可能となります。

7 単式簿記とは何ですか。

単式簿記とは、経済取引について、その取引を現金の収入または支出として一面的に行う簿記の手法のことをいいます。

8 会計とは何ですか。

会計とは、経済主体が行う取引を認識（いつ認識するのか）・測定（いくらで記録するのか）したうえで、帳簿に記録（記帳）し、報告書を作成する一連の手続をいいます。

9 発生主義会計とは何ですか。

発生主義会計とは、現金の収入や支出に関係なく、経済事情の発生または変化が生じた時点で、収益や費用を認識する会計処理の原則をいいます。

発生主義会計においては、減価償却費や徴収不能引当金繰入額などの現金支出を伴わない費用（コスト）の把握が可能となり、会計年度内での適正な損益計算を行うことができます。

☆【より深く】発生主義会計で取り扱われる現金支出を伴わない費用のうち主なものについて

①減価償却費

建物や工作物などの償却資産は、利用可能とされる年数（耐用年数）の間に価値が目減りしていきませんが、その価値の目減り分を各会計年度に費用として計上します。

②賞与等引当金（繰入額）

財務書類を作成する会計年度の翌会計年度に支払われる期末勤勉手当等（賞与等）の一部は、財務書類を作成する会計年度（以下「本会計年度」といいます。）の勤務実績を基に算定されることから、その支出見込額を引当金として費用計上します。

③退職手当引当金（繰入額）

本会計年度末で全職員が自己都合により退職すると仮定した場合の退職手当支給総額から退職手当組合積立金及び運用益を控除した額について、本会計年度中の増額分を引当金として費用計上します。

④徴収不能引当金（繰入額）将来において発生が懸念される未収金・長期延滞債権に係る不納欠損額について、過去の徴収不能実績率より見込額を算定し、本会計年度中の増額分を引当金として費用計上します。

1 0 現金主義会計とは何ですか。

現金主義会計とは、現金の収入や支出が行われた時点で、収益や費用を認識する会計処理の原則をいいます。

現金主義会計は、現金の収支という客観的な情報に基づくため、公金の適正な出納管理に適しています。

1 1 財務書類を作成する目的は何ですか。

単式簿記・現金主義会計では把握できない、ストック情報（資産・負債・資本）や減価償却費などの現金支出を伴わない費用（コスト）を含めたフルコストでのフロー情報（収益・費用）を、複式簿記・発生主義会計の導入によって把握し、市民に対してより経済的事実に即した市の財務状況を明らかにするために行うものです。

1 2 現金主義会計による予算・決算制度は今後どうなっていくのでしょうか。

地方公共団体における現行の予算・決算制度は、現金収支を議会の民主的統制下に置くことで、予算の適正・確実な執行を図るという観点から、確実性、客観性、透明性に優れた現金主義会計を採用しています。

新地方公会計制度は現金主義会計を補完するものとして整備するものであり、現行の予算・決算制度については、引き続き現金主義に基づいてなされることとなります。

1 3 貸借対照表とは何ですか

貸借対照表とは、会計年度末時点における市の財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）についての情報を示すものです。

貸借対照表の左右の合計額は等しくなり、会計年度末における資産と負債のバランスを把握することが容易となっています。

この計算書により算出された「純資産合計」と内訳の「固定資産等形成分」と「余剰分（不足分）」は、「純資産変動計算書」の「本年度末純資産残額」及びその内訳の額に連動します。

☆【より深く】資産と負債の流動・固定分類について

流動・固定分類にあたっては1年基準（1年以内に資産は現金化または費用化が可能か、負債は支払期限が到達するか、または引当金を使用できるか。）に基づき区分します。

ただし、基金については次のとおりとなります。

- ① 減債基金 特定の地方債と紐づけられている →固定資産  
紐づけられていない →流動資産
- ② 財政調整基金 →流動資産
- ③ その他（特定目的基金） →固定資産

1.4 新地方公会計における「資産」とはどのようなものですか。

新地方公会計における資産とは、インフラ資産（道路や公園、上下水道施設など）や事業用資産（インフラ資産以外の施設）等の有形固定資産、出資金等の投資的資産、現金や未収金等の流動資産など、市が直接または間接的に行政サービスを提供するために保有し、あるいは将来に行政サービスを提供するために用いることができるものをいいます。

資産は、これまでの市の行政活動の結果であり、これからの行政サービス提供のための資源であると言えます。

1.5 新地方公会計における「負債」とはどのようなものですか。

新地方公会計における負債とは、地方債の未償還元金など、市のこれまでの行政活動の結果により現在有することとなった、将来世代が負担する債務のことをいいます。

1.6 新地方公会計における「純資産」とはどのようなものですか。

新地方公会計における純資産とは、これまでの市の行政活動の結果としての資産から、将来世代が負担する債務である負債を差引いた正味財産のことをいいます。

純資産はこれまでの世代の負担によって蓄積された、将来世代が利用可能な資源の価値であると考えられます。

1.7 行政コスト計算書とは何ですか。

行政コスト計算書とは、会計年度中の市の費用と収益の取引高を明らかにし、行政コストについての情報を示すものです。

費用や収益には、発生主義による減価償却費や徴収不能引当金繰入額などの現金支出を伴わないコストが含まれるとともに、取引高は貸借対照表の勘定科目である各引当金や未収金、未払金などとの仕訳処理がなされたものとなっており、これまでの現金主義による歳入歳出決算書では見えにくかった行政コストの情報を、より適正に把握することが可能となっています。

この計算書にて算出された「純行政コスト」は次の「純資産変動計算書」に連動します。

1.8 新地方公会計における「費用」とはどのようなものですか。

新地方公会計における費用とは、公共施設等整備費や基金積立金、出資金支出などの資産形成に関わる経費や、地方債元金償還金などの財務活動に関わる経費を除く、行政サービスを提供するための経費、あるいは行政サービスを提供するために保有する資産を維持するための経費をいいます。

1.9 新地方公会計における「収益」とはどのようなものですか。

新地方公会計における収益とは、税収等（市税、譲与税、税交付金、地方交付税、分担金及び負担金、寄付金、他会計繰入金など）、国県等補助金（国庫支出金、県支出金）、基金繰入金、地方債発行収入といった直接的な対価性のない収入を除く、行政サービスの対価として市

民等が負担した使用料及び手数料などの受益者負担、あるいは財産収入や諸収入など通常の事業過程で得られた収入をいいます。

## 20 純資産変動計算書とは何ですか。

純資産変動計算書とは、会計年度中の市の純資産及びその内部構成の変動（その他の純資産減少要因・財源およびその他の純資産増加要因の取引高）についての情報を示すものです。

この計算書により算出された「本年度末純資産残額」及びその内訳の「固定資産等形成分」と「余剰分（不足分）」は、それぞれ「貸借対照表」の「純資産合計」及びその内訳の額に連動します。

☆【より深く】「本年度末純資産残額」と「固定資産等形成分」について

### ① 固定資産等形成分

資産形成のために充当した資源の蓄積をいい、原則として金銭以外の形態（固定資産等）で保有されます。

【計算式】（貸借対照表）固定資産＋短期貸付金＋基金

### ② 余剰分（不足分）

市の費消可能な資源の蓄積をいい、原則として金銭の形態で保有されます。

【計算式】（貸借対照表）純資産額合計－固定資産等形成分

☆【より深く】「固定資産等の変動（内部変動）」について

「固定資産等の変動（内部変動）」は、財源（税収等、国県補助金）に係る「固定資産等形成分」と「余剰分（不足分）」相互の取引高を示します。

有形固定資産等または貸付金・基金等の増加については、これらの資産を取得するための支出の財源が「余剰分（不足分）」から「固定資産等形成分」に振替えられたことを意味します。

逆に、有形固定資産等または貸付金・基金等の減少については、これらの資産の減少額または減価償却費相当額の財源が「固定資産等形成分」から「余剰分（不足分）」に振替えられます。これは固定資産等の減少（資産の減少）によって、「純資産」とその内訳である「固定資産等形成分」との差引である「余剰分（不足分）」が正負逆転した額のみだけ増える（資産の増加）という簿記の原理に基づくものです。

この内部変動に関する情報を加えることによって、純資産計算書における財源情報について明らかにすることができます。（参考）付属明細書3（1）「財源情報の明細」

## 21 「その他の純資産減少要因」とはどのようなものですか。

その他の純資産変動要因とは、費用に該当しない純資産の減少要因のことをいいます。

具体的には有価証券等の時価評価差損、資産の売却や除却、過年度取得資産に係る固定資産台帳価格修正（減少）などがこれに該当します。

2.2 「財源及びその他の純資産増加要因」とはどのようなものですか。

財源及びその他の純資産増加要因とは、収益に該当しない純資産の増加要因のことをいいます。

具体的には税金等や国県等補助金の財源、有価証券等の時価評価差益、寄付等による資産の無償取得、過年度取得資産に係る固定資産台帳価格修正（増加）などがこれにあたります。

☆【より深く】なぜ地方債発行収入は純資産増加要因とならないか

市の収入には、行政サービスの提供に伴う「収益」、純資産増加要因としての「財源（税金等・国県等補助金）」のほかに、キャッシュフローとしての「地方債発行収入」があります。

「行政コスト計算書」において「費用」から「収益」を控除した「純行政コスト」は「純資産変動計算書」に連動し、そこに「財源」が加わった後に、その他の純資産の増加・減少要因が加味され「本年度末純資産残高」となって、「貸借対照表」の「純資産合計」に連動します。

このように、行政コスト計算書の「収益」と純資産変動計算書の「財源」は純資産の増加へとつながります。

これに対して、「地方債発行収入」は負債である地方債の増加によってキャッシュフロー（そしてその支出の結果としての資産）が増加するのであって純資産の増加要因とはなりません。

地方債の発行・償還に伴う収入・支出額は、行政コスト計算書や純資産変動計算書には表示されずに、キャッシュフローの増減として資金収支計算書に表示されることとなります。

2.3 資金収支計算書とは何ですか。

資金収支計算書とは、会計年度中における市の現金の収入（歳入）と支出（歳出）の収支を、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3つの区分に分けて、資金の利用や獲得状況に関する情報を示すものです。

業務活動収支とは、行政サービスの提供に関する経常的・臨時的な行政活動に伴う資金収支をいいます。

投資活動収支とは、公共施設整備や基金積立・取崩など、市の資産の増減に伴う資金収支をいいます。

財務活動収支とは、地方債発行や元金償還など、市の負債の増減に伴う資金収支をいいます。

この区分けによって、投資活動収支では公共施設等の整備を積極的に行っている、基金を多く取り崩しているなどの状況を、財務活動収支では地方債の発行や元金償還の状況などを読取ることができます。なお、「行政コスト計算書」には、発生主義による現金支出を伴わないコスト等が含まれていますが、「資金収支計算書」では現金の収支のみが記載され、また出納整理期間中の取引により発生する資金の受払いも含むことから、「本年度末資金残高」は「歳入歳出決算書」の「歳入歳出差引残額」と一致します。

この計算書にて算出された「本年度末資金残高」と「本年度末歳計外現金残高」の合計である「本年度末現金預金残高」は「貸借対照表」の「現金預金」に連動します。



## 2.4 財務書類の分析指標にはどのようなものがありますか。

財務書類の分析指標（財務指標）について、現在、次のようなものが有用であると考えられています。

### (1) 資産形成度・・・将来世代に残る資産はどのくらいあるか

#### ①住民一人当たり資産額

・資産額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易になります。

・【算定式】資産合計÷住民基本台帳人口（N+1年1月1日現在）

#### ②有形固定資産の行政目的別割合

・有形固定資産の行政目的別の割合を算出することにより、行政分野ごとの社会資本形成の比重の把握が可能となります。

・経年比較をすることにより、行政分野ごとに社会資本がどのように形成されてきたかを把握することができます。

・類似団体との比較により資産形成の特徴を把握し、今後の資産整備の方向性検討の参考となります。

・【算定式】各行政目的別の有形固定資産の合計÷（総）合計（％）

#### ③歳入額対資産比率

・当該会計年度の歳入総額に対する資産の比率を算出することにより、これまでに形成されたストックとしての資産が、歳入の何年度分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。

・【算定式】資産合計÷歳入総額（年）

#### ④有形固定資産減価償却率

・有形固定資産のうち、償却資産の取得価格等に対する減価償却累計額の割合を算出することにより、耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。

・【算定式】減価償却累計額÷（有形固定資産合計－土地等の非償却資産＋減価償却累計額）（％）

・土地等の非償却資産とは土地、立竹木、建設仮勘定及び物品の合計となります。

### (2) 世代間公平性・・・将来世代と現役世代の分担は適切か

#### ①純資産比率

・地方債の発行等を通じて、将来世代と現世代の負担の配分を行うと考えれば、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。

・たとえば、純資産の増加は、現世代の負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことを意味する一方、純資産の減少は、将来世代が利用可能な資源を現世代が費消して便益を享受していると捉えることができます。

・【算定式】純資産÷資産合計（％）

## ②社会資本等形成の世代間負担比率（将来世帯負担比率）

- ・有形固定資産などの社会資本等に対して、将来の償還等が必要な負債による調達割合（公共資産等形成充当負債の割合）を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の程度を把握することができます。
- ・【算定式】 地方債残高（特例地方債を除く） ÷ 公共資産（有形固定資産＋無形固定資産）（％）
- ・特定地方債とは、必ずしも社会資本等に充当されない臨時財政対策債、減税補填債、臨時税収補填債、臨時財政対策債、減収補填債特例分をいいます。

## （3）持続可能性（健全性）・・・財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）

### ①住民一人当たり負債額

- ・負債額を住民基本台帳人口で除して住民一人当たり負債額とすることにより、住民等にとって理解しやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易になります。
- ・【算定式】 負債合計 ÷ 住民基本台帳人口（N＋1年1月1日現在）

### ②基礎的財政収支（プライマリーバランス）

- ・資金収支計算書上の支払利息支出を除いた業務活動収支と投資活動収支の合計額を算出することにより、地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となります。
- ・このバランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営が実現できていると捉えることができます。
- ・【算定式】 業務活動収支（支払利息支出を除く）＋投資活動収支（基金積立金支出及び基金取崩収入を除く）

## （4）効率性・・・行政サービスは効率的に提供されているか

### ①住民一人当たりコスト

- ・行政コスト計算書で算出される行政コストを住民基本台帳人口で除して住民一人当たり行政コストとすることにより、住民等にとって理解しやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易になります。
- ・なお、住民一人当たり行政コストは、地方公共団体の人口や面積、行政機能等により異なることと考えられるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体等と比較することが適当です。
- ・【算定式】 純行政コスト ÷ 住民基本台帳人口

## （5）自律性・・・歳入はどのくらい税収等で賄われているか（受益者負担の水準はどうなっているか）

### ①受益者負担の割合（受益者負担率）

- ・行政コスト計算書の経常収益は、使用料及び手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額を表すため、これを経常費用と比較することにより、行政サービス提供に対する直接的な負担の割合を算出することができます。

- ・【算定式】 経常収益÷経常費用 (%)

(6) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率との組合せ指標

①将来負担比率と有形固定資産減価償却率との組合せ

- ・将来負担比率と有形固定資産減価償却率の組合せによる分析については、公共施設等の将来的な更新経費等を含め、将来負担をより総合的に捉えることができます。
- ・たとえば、将来負担比率が低下している一方、有形固定資産減価償却率が上昇している場合は、必要な投資が行なわれず老朽化対策が先送りにされている可能性、または単純な施設更新を行うのではなく既存施設を活用して財政負担を抑えている可能性が考えられます。

②将来負担比率と実質公債費率との組合せ

- ・将来負担比率と実質公債費比率の組合せによる分析については、将来負担比率はストックの指標、実質公債費比率はフローの指標であるため、組み合わせて分析することにより、ストックとフローの両面から将来負担を捉えることができます。
- ・たとえば、実質公債費比率が低くても将来負担比率が上昇傾向にあれば、実質公債費比率が今後は上昇していく可能性があることがわかります。